

I 判定手数料 (法第11条)

1. 判定手数料

(1) 非住宅建築物 (住宅以外の用途のみに供する建築物)

【標準入力法・主要室入力法によるもの】

床面積の合計	金額 (円)	
	工場等以外	工場等
300㎡未満	230,000	26,000
300～1,000㎡未満	290,000	33,000
1,000～2,000㎡未満	362,000	45,000
2,000～5,000㎡未満	510,000	102,000
5,000～10,000㎡未満	625,000	149,000
10,000～25,000㎡未満	736,000	183,000
25,000～50,000㎡未満	838,000	226,000
50,000㎡以上	1,041,000	311,000

【モデル建物法等によるもの】

床面積の合計	金額 (円)	
	工場等以外	工場等
300㎡未満	89,000	21,000
300～1,000㎡未満	114,000	28,000
1,000～2,000㎡未満	145,000	40,000
2,000～5,000㎡未満	230,000	95,000
5,000～10,000㎡未満	298,000	142,000
10,000～25,000㎡未満	357,000	175,000
25,000～50,000㎡未満	417,000	216,000
50,000㎡以上	538,000	300,000

- 1 建築物を新築、増築または改築する場合の床面積は、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計とする。
- 2 既設建築物に増改築をする場合の手数料は、既設部分を含めた床面積とする。ただし、既設部分をデフォルト値にて計算する場合は、その部分を床面積から減ずることができる。
- 3 工場等とは、工場、倉庫、卸売市場、火葬場その他エネルギー使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- 4 工場等の用途の建築物の一部が工場等以外の用途の場合(モデル建物法に限る)、建築物の床面積の1/5未満かつ300㎡未満である場合は、全部を工場等とする。
- 5 判定する建築物が同一敷地内に2以上ある場合は、棟ごとに申請する。

II 計画変更の認定申請手数料 (法第12条第2項、第13条第3項)

Iに掲げる金額

- ※1. 適合性判定を受けた計画の変更をする場合の床面積は、当該変更に係る部分の1/2で算定
- ※2. 床面積が増加する変更の場合は、増加する部分の床面積は合算する。

III 軽微な変更に関する証明書の手数料 (規則第29条)

Iに掲げる金額

- ※ 適合性判定を受けた計画の軽微な変更証明書を交付する場合の床面積は、当該変更に係る部分の1/2で算定